年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1	今回	のね	~ #	4. 生	の概要	ī
Ι.		מאנט	つぜん	ハマ	: U) NUT - S	÷

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係 2件

山梨厚生年金 事案 279

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所(現在は、C支社)における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年5月6日まで 私はA社B営業所から本社(D県)へ転勤となった。退職したことがないにも係わらず、申立期間が未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答、人事関係資料及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和 51 年 5 月 15 日にA社B営業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和51年3月の社会保険事務所(当時)の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無 いことから、行ったとは認められない。

山梨厚生年金 事案 280

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月1日から同年4月1日まで

② 昭和60年2月1日から同年4月1日まで

③ 昭和61年4月1日から同年10月1日まで

④ 平成3年2月1日から同年4月1日まで

申立期間の標準報酬月額が、給与明細書の総支給額に比べて低いことは納得がいかないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人の給与明細書及び賃金台帳等の資料から確認できる給与支給 総額は、A社から社会保険事務所(当時)へ届出されている標準報酬月額を 上回っていることが認められるものの、これらの資料において事業主により 給与から源泉控除されていたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報 酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とが一致していることが確認できる ことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わ ない。

山梨厚生年金 事案 281

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月1日から43年9月1日まで 昭和38年7月から43年9月の間、3社ないし4社に勤務していた。当 時の社員旅行の写真があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における昭和 41 年ごろの社員旅行の際に撮影された集合写真に、申立 人の姿が認められることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社 に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該写真に写っている従業員の中で、氏名を特定できた 14 名のうち7名には厚生年金保険の被保険者記録が無く、複数の従業員が「厚生年金保険に加入しないで働いている者も多かった。」と証言していることから、A社では、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社は、昭和43年10月21日に適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、事情を聴取することができない。

さらに、申立期間について、事業所別厚生年金保険被保険者名簿に申立人 の氏名の記載は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無い上、これを確認する関連資料及び周辺事情も無い。

なお、申立人が他にも勤務していたとする会社名についても調査したが、 申立人からの具体的な申述は得られない上、申立人の子が申立人の妻の発言 として記憶している会社名に該当する事業所は、申立期間には、適用事業所 になっていないか、あるいは適用事業所であっても、当該事業所の厚生年金 保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号に欠番も 無い上、申立人が勤務していたかどうかについて、これを確認する関連資料 及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。